

三重県立特別支援学校
センター的機能ガイドブック

平成31年3月
令和3年3月改訂
三重県教育委員会

はじめに

県立特別支援学校では、特別支援教育のセンター的機能として、これまで各校が教育部門（障がい種別）ごとに蓄積してきた指導支援のノウハウに基づき、小中学校等の主に特別支援学級の教職員の皆さんに対して、指導に関する助言や教材の紹介などを進めてきました。また、発達障がいのある子どもたちへの支援が求められる中、具体的な関わり方や個別の指導計画の作成などについての支援に取り組んできました。

小中学校等においても特別支援学校のセンター的機能についての理解が浸透し、積極的に特別支援学校への支援を依頼する場面が増加するにつれて、医療や福祉などとの連携が不可欠な相談内容が占める割合も増えるなど、センター的機能への期待はますます高まっています。

そこで、特別支援学校におけるセンター的機能を県内全域で広域的・段階的に展開していくためには、センター的機能の活用の仕方を共通化し、各特別支援学校と各小中学校等との連携をより強化した中で進めていくことが重要であることから、平成31年3月、センター的機能ガイドブックを作成し、広く周知してきました。

この度、かがやき特別支援学校あすなろ分校の発達障がい支援の取組について、より多くの小中高等学校等の教職員の皆さんに知っていただくために、また、高等学校においても、センター的機能を有効に活用いただけるよう、あすなろ分校の取組と高等学校における支援について追記しました。

このガイドブックは全体を2部構成としています。

第1部には、本県における特別支援学校のセンター的機能の概要を示してあります。

第2部には、小中高等学校等の教職員の皆さんが実際にセンター的機能を活用する際の手続き等が示してあり、いわゆる活用の手引きのような内容となっています。

これまで特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用いただいていた学校はもとより、未活用の学校についても、まずはこのガイドブックを手にとりて内容を確認いただき、よりよい支援に結びつけていただく際の参考にしていただければと考えます。

県教育委員会では、今後も特別支援学校のセンター的機能の充実に向け、かがやき特別支援学校を始めとする各特別支援学校の取組を充実・深化させるとともに、各校間で連携して広域的・段階的な地域支援が進められるネットワークの構築を図ってまいります。

目 次

| | |
|----------------------------|---|
| 【第1部】三重県立特別支援学校のセンター的機能の概要 | 1 |
|----------------------------|---|

本県の特別支援学校におけるセンター的機能

| | |
|---------------------|---|
| 1 センター的機能とは | 2 |
| 2 県立特別支援学校 | 3 |
| 3 センター的機能による支援の実施状況 | 4 |

| | |
|--------------------------------------|---|
| 【第2部】三重県立特別支援学校のセンター的機能の活用にあたって | 5 |
| (保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教職員のための利用の手引き) | |

特別支援教育における段階的な支援体制

| | |
|---|----|
| 1 学校等での支援（一次支援） | 6 |
| 2 特別支援学校のセンター的機能を活用した支援（二次支援） | 6 |
| 3 かがやき特別支援学校あすなろ分校による発達障がいに関する支援（三次支援） | 10 |
| 4 特別支援学校のセンター的機能を活用した高等学校における支援 | 14 |
| 5 中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについて（中学校の教職員の皆さんへ） | 17 |

| | |
|-----------------|----|
| 【資料・引用文献・参考資料等】 | 26 |
|-----------------|----|

第1部

三重県立特別支援学校の センター的機能の概要

第1部では、県立特別支援学校のセンター的機能について説明します。



「美しいおとし・三重」マスコットキャラクター

う~まちゃん

本県の特別支援学校におけるセンター的機能

1 センター的機能とは

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月告示）には、「特別支援学校は地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすように努める」と示されています。

このことについては、文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成 29 年 3 月）で、センター的機能の具体的内容として以下のことが示されています。

- 各学校の教職員への支援機能
- 各学校の教職員に対する研修協力機能
- 特別支援教育に関する相談・情報提供機能
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画等の作成への助言など、児童等への指導・支援機能
- 教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- 児童等への施設設備等の提供機能 等

また、上記に加え、本人や保護者からの相談¹、職業教育や就労に関する相談についても対応が求められており、本県では特別支援学校のセンター的機能として次のような取組を進めています。

【児童生徒等・保護者の方への取組】

- ・課題やつまずいていることを明らかにします。
- ・障がいの特性や認知の特性、ニーズに応じた指導や支援の方法、環境の整理の仕方などをアドバイスします。
- ・特別支援学級や特別支援学校を含む就学や転学の相談に応じます。
- ・進路や卒業後の就労の相談に応じます。
- ・福祉や医療等の他機関への支援の橋渡しに関する相談に応じます。

【教職員・関係機関の方への支援】

- ・個別の教育支援計画や個別の指導計画²の様式や記入の仕方、実際の指導・支援場面への活用方法をアドバイスします。
- ・学校全体で支援する校内体制や校内委員会の在り方についてアドバイスします。
- ・具体的な教材や教具を紹介します。
- ・教職員研修会に、講師や助言者として参加します。

¹ 電話相談、特別支援学校での相談、コーディネーターの学校訪問など様々なスタイルで相談に応じています。また、場合によっては、進路担当、学部主事なども連携して相談に応じます。

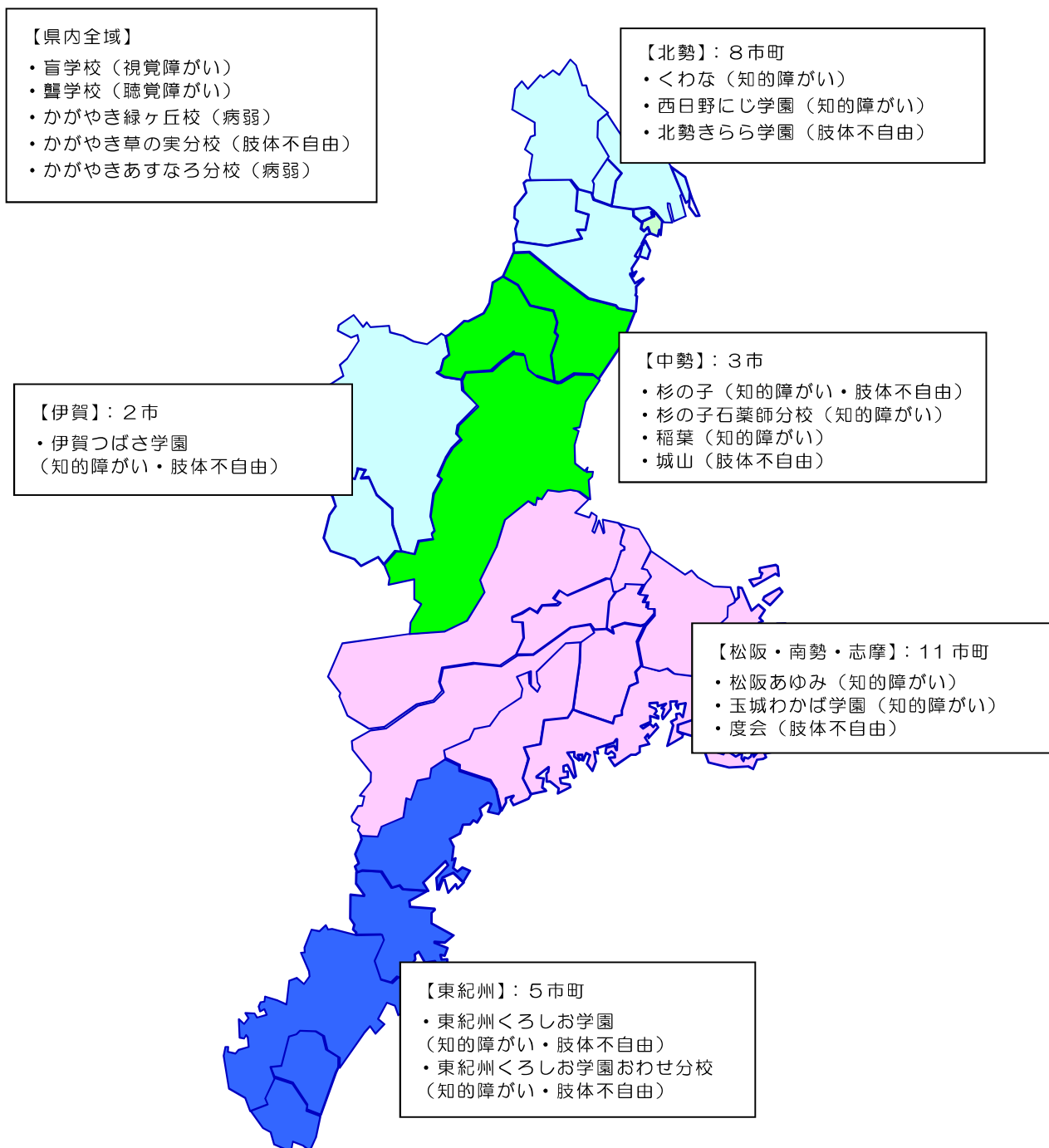
² 平成 29 年 3 月告示の小学校、中学校の各学習指導要領において、「特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする」とされています。

2 県立特別支援学校

令和3年3月現在、本県では「視覚障がい」「聴覚障がい」「知的障がい」「肢体不自由」「病弱」の教育部門に基づく18校（分校を含む）の県立特別支援学校を設置しています。（P25「県立特別支援学校一覧」参照）

各特別支援学校は、設置されている「北勢」「中勢」「伊賀」「松阪・南勢・志摩」「東紀州」の5つのエリアでセンター的機能による支援を進めます。

また、盲学校、聾学校、かがやき特別支援学校については、県内全域に対しての支援を行うこととしています。（図1）



【図1】 三重県内の県立特別支援学校（令和3年3月現在）

3 センターの機能による支援の実施状況

特別支援学校におけるセンター的機能による支援には、「障がいの状況・実態把握」「指導・支援」「就学や転学」「進路や就労」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「校内支援体制の構築」「他機関への橋渡し」「研修会等の講師」などがあり、多岐にわたっています。

令和元年度の支援の実施状況として、支援総数は、5,906回で、ほぼ半数以上を「障がいの実態把握」と「指導・支援」で占めており、実態把握や具体的な支援に対する指導等が求められています。(表1)

また、対象となった特別な支援が必要な児童生徒等1,883人のうち、発達障がいのある児童生徒等は403人で全体の1/4程度を占めており、発達障がいに関する支援の必要性の高さが表れています。(表2)

(単位：回)

| 項目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------|--------|--------|-------|
| 障がいの実態把握 | 1,342 | 1,360 | 1,312 |
| 指導・支援 | 2,070 | 1,479 | 2,158 |
| 就学や転学 | 1,509 | 1,452 | 1,348 |
| 進路や就労 | 326 | 269 | 270 |
| 個別の教育支援計画 | 127 | 76 | 14 |
| 個別の指導計画 | 290 | 169 | 81 |
| 校内支援体制の構築 | 436 | 150 | 132 |
| 他機関への橋渡し | 147 | 61 | 63 |
| その他 | 821 | 1,098 | 412 |
| 研修会等の講師 | 79 | 91 | 116 |
| 合計 | 7,147 | 6,205 | 5,906 |

【表1 県立特別支援学校における年度ごとの支援 内容別の実施回数】

(単位：人)

| 項目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------------------|--------|--------|-------|
| 対象人数 | 1,884 | 1,958 | 1,883 |
| うち発達障がいのある児童生徒数 ³ | 584 | 373 | 403 |
| 発達障がいの割合 | 31.0% | 19.1% | 21.4% |

【表2 県立特別支援学校における年度ごとの支援 対象人数等】

³ 発達障がいのある児童生徒数については、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が、担任や保護者等との教育相談、観察等で発達障がいの可能性があると判断した児童生徒の人数を含みます。

第2部

三重県立特別支援学校の センター的機能の活用にあたって

保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教職員のための利用の手引き

第2部では、県立特別支援学校のセンター的機能を活用する際の手続きや具体的な方法について説明します。



「美し国おこし・三重」マスコットキャラクター
う〜まちゃん

特別支援教育における段階的な支援体制

県内の特別な支援が必要な児童生徒等に関する支援としては、各保育園や幼稚園、小学校や中学校、高等学校（以下 学校等）での支援（一次支援）、その学校等と同じ地域に所在する特別支援学校のセンター的機能を活用した支援（二次支援）、さらに県内の特別支援学校のセンター的機能の中核としての役割を担うかがやき特別支援学校による支援（三次支援）といった、三層の構造による広域的、段階的な支援体制を構築し、関係機関と連携しながら支援を進めています。

- 一次支援・・・学校等における特別な支援が必要な児童生徒等に関する支援
- 二次支援・・・特別支援学校のセンター的機能を活用した支援
- 三次支援・・・かがやき特別支援学校の医療機関と連携した発達障がい等に関する専門的な支援

1 学校等での支援（一次支援）

学校等において、園内や校内あるいは地域資源を活用しながら、支援が必要な児童生徒に対する個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成し、支援を実施します。

学校等は、特別支援教育コーディネーター（以下 特別支援教育CO）を中心に特別支援教育校内委員会で、該当する児童生徒に対する支援方法を決定し、個別の指導計画やパーソナルファイル⁴を活用するなど切れ目ない支援を行っていくことが重要です。

各市町では、指導主事等による授業参観や指導助言、相談員による巡回相談、みえ発達障がい支援システムアドバイザー⁵による支援を行っています。

2 特別支援学校のセンター的機能を活用した支援（二次支援）

（1）特別支援学校による支援

学校等において支援を実施したうえで、より専門的な支援が必要な場合、特別支援学校のセンター的機能を活用した二次支援につなげます。



こんなことでお困りではありませんか？

- 特別な支援を必要とする子どもをどう支援したらいいのだろう。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成や活用はどうすればいいのだろう。
- 学校以外に支援してくれる関係機関とどう連携していったらいいのだろう。
- 職員研修会を開きたいが、だれかアドバイスしてくれないだろうか。
- 学習がスムーズになるような教材教具やプリントがないだろうか。
- 高等学校に進学した後も、継続して支援が受けられるのだろうか。

各特別支援学校では、教育部門毎（障がい種別）に蓄積してきた指導支援のノウハウを活用し、「教育相談（巡回・電話・来校）」「研修会開催」「ホームページを活用した情報発信」等によって学校等への支援を進めています。

加えて、発達障がいに係る教育相談については、教育部門にかかわらず、すべての特別支援学校が学校等からの支援要請に対応しています。

特別支援学校のセンター的機能を活用した支援の主な内容については次の通りです。



- 児童生徒等の行動観察（授業参観）による実態把握
- 指導・支援方法の相談・助言
- 就学や転学等の相談・助言
- 進路や就労の相談・助言
- 事例検討会や校内委員会への参加・助言
- 個別の教育支援計画および個別の指導計画の作成に関する相談・助言
- 校内支援体制の整備に関する相談・助言
- 他機関への支援の橋渡しに関する相談・助言
- 教職員研修会等の講師派遣
- 資料や教材等の提供 など

（２）支援の要請から支援実施までの流れ

学校等から特別支援学校へ支援を依頼する場合の手続きについては次の通りです。（P8：図2参照）



- ①特別支援学校に支援を依頼する内容等を検討してください。
- ②実態把握や指導・支援の方法等の児童生徒等に関する依頼⁶については、必ず保護者の同意を得てください。
- ③原則として窓口となる機関（小中学校は各市町等教育委員会。以下、窓口機関⁷）を通じて、特別支援学校に支援を要請してください。
- ④窓口機関と特別支援学校で支援の時期や回数等を調整⁸し、窓口機関から支援の時期等について連絡があります。
- ⑤学校等は、地域支援コーディネーター等派遣依頼文書⁹（P18・19：様式1）を特別支援学校に提出してください。

⁴ パーソナルファイル：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。支援情報を円滑かつ確実に引継ぐために、保護者が学校・進路先・関係機関等と支援情報を共有します。市町が作成した独自様式の支援情報ファイルを使用している地域もあります。

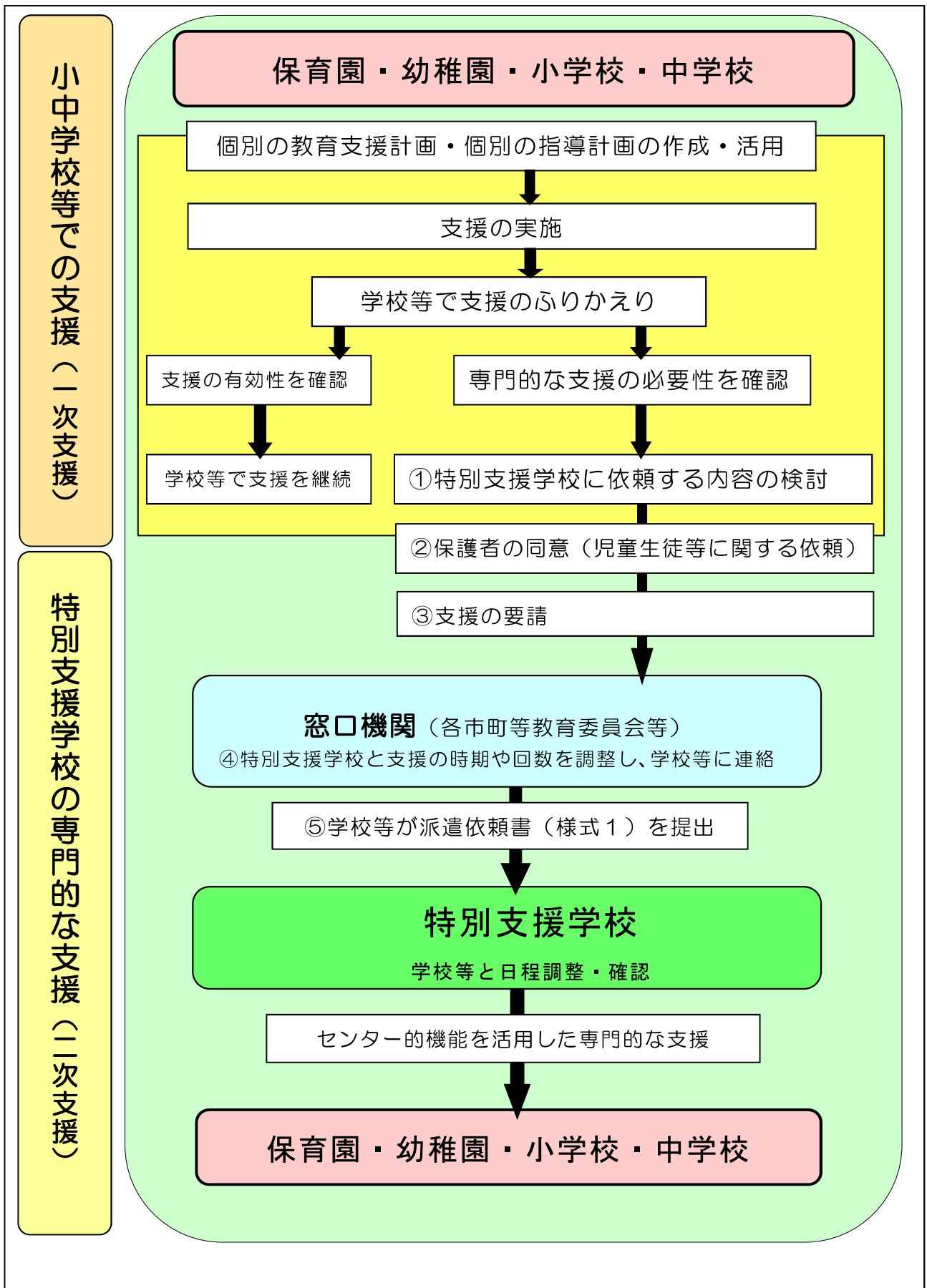
⁵ みえ発達障がい支援システムアドバイザー：市町に勤務する職員（小中学校教員を含む）で、県立子ども心身発達医療センターの計画に沿って研修を修了した人をさします。早期発見と切れ目ない支援のために市町でキーパーソン（発達総合支援室等で保育所、幼稚園、小・中学校に対して指導的立場に立つ人）の役割を担います。

⁶ 支援において得た情報は、適正に管理し、相談支援以外の目的で使用しないこととします。

⁷ 窓口機関の市町等教育委員会と情報共有を図りながら進めていきます。

⁸ 支援の要請を把握し、支援回数を調整することで、計画的な支援が行われるようにします。

⁹ 「地域支援コーディネーター等派遣依頼書」（両面刷り）に必要な事項を記入することで、スムーズに手続きを進めることができます。



【図2 支援の要請から支援実施までの流れ】

(3) 巡回相談におけるスタンダードモデルについて（P 20：図7参照）

特別支援学校では、特別支援教育COが計画的に学校等を訪問し巡回相談を行っています。
ここでは巡回相談におけるスタンダードモデルについて紹介します。



特別支援学校におけるセンター的機能を効果的に展開するためには、県内のどの地域であっても、ある程度統一的に支援できる仕組みが必要です。ここでは巡回相談に関するスタンダードモデルについて示します。

スタンダードモデルは、あくまでも学校等における個別の教育支援計画および個別の指導計画に基づく指導・支援に対する巡回相談の標準形であり、支援内容や支援回数は地域特性を考慮して運用します。

○巡回相談は基本的に年3回とします。

- ・1回目：課題、目標・手だての確認
- ・2回目：経過観察、手だての修正
- ・3回目：目標の到達度、次期目標の確認

校内の支援の状況によっては相談回数が少なくなることもあります。¹⁰

○学校等における人材の育成や校内の支援機能の充実を目指しながら支援を行うこととし、継続して支援を希望する場合、状況に応じて相談回数を減らしていきます（昨年度3回の相談であれば今年度は2回とするなど）。

○相談は、個別の教育支援計画および個別の指導計画に基づき実施することから、巡回相談にあたっては、相談を依頼した学校等において個別の教育支援計画および個別の指導計画が作成されていることを前提とします（個別の教育支援計画および個別の指導計画の作成に関する相談については、この限りではありません）。これにより、支援の積み重ねや充実・発展とともに、学校等における「個別の指導計画等」を基にした指導・支援の拡充が期待できます。

¹⁰ 個別の指導計画を基にした支援を行うことにより、前回の支援が実際に実施されたのか、有効だったのか、次回の手立てをどうするのかなどP（計画）・D（実践）・C（評価）・A（改善）サイクルに基づいた支援を継続します。

3 かがやき特別支援学校あすなろ分校による発達障がいに関する支援(三次支援)

(1) かがやき特別支援学校の役割

かがやき特別支援学校(緑ヶ丘校、草の実分校、あすなろ分校)は、隣接・併設する独立行政法人国立病院機構三重病院及び県立子ども心身発達医療センターに入院する児童生徒の教育を担う学校として平成29年度に開校し、学力の保障、退院後のスムーズな前籍校への復籍を目指して、医療機関、関係機関や前籍校との連携を行っています。

加えて、同校は県内の特別支援教育のセンター的機能の中核となる学校として位置付けられています。

緑ヶ丘校(本校・病弱)小学部、中学部、高等部

三重病院に入院する児童生徒が、病気の治療をしながら学んでいます。入院する児童生徒の病状は様々で、多様な教育的ニーズに対応しています。

三重大学病院院内教室は、三重大学医学部附属病院小児科病棟に入院する小中学生の訪問教育を担っています。小児科病棟と教室は渡り廊下でつながっており、点滴等の治療を続けながら教室に通うことが可能です。また入院中の高校生への学習支援も行っています。

草の実分校(肢体不自由)小学部、中学部、高等部

併設する県立子ども心身発達医療センターの整形外科に入院する児童生徒が学んでいます。複数の教育課程等により、幅広い教育的ニーズに対応しています。

あすなろ分校(病弱)小学部、中学部

併設する県立子ども心身発達医療センターの児童精神科に入院し、治療を受けている児童生徒が学んでいます。一人ひとりの特性やニーズに応じた教育を行っています。

(2) あすなろ分校による発達障がいに関する支援

あすなろ分校は、小中学校等に対して発達障がいに関する支援を行う地域支援担当部門を設置しています。相談窓口の教育ケースマネージャー(以下、「教育CM」という。)と地域支援担当特別支援教育コーディネーター(以下、「地域支援CO」という。)が情報を共有し、各地域の特別支援学校や医療センターと連携して支援を行います。

あすなろ分校では、こんなお子さんの支援・指導の方法を一緒に考えます。

- 読み書きや計算が極端に苦手である
- 一度混乱すると、落ち着きを取り戻すまでに時間がかかる
- 大きな集団の授業や行事に参加しにくい
- 初めてあるいは慣れないことをする際に極端に不安になる



- ちょっとした物音や動いたものに気を取られて集中できない
- 指摘された間違いをなかなか修正できずに混乱してしまう
- 嫌なことがあるとすぐに教室を飛び出してしまう
- 相手の立場になって考えることが難しい
- 忘れ物、無くし物が多く、提出物が期限までに出せない
- 授業中にぼんやりしている、あるいは離席が多い
- 板書をノートに写すことが難しい
- 県立子ども心身発達医療センターに通院しアドバイスをもらっているが、具体的な支援が難しい
- 学校にクールダウンするためのスペースがなく対応が難しい など

あすなろ分校では、次の3つの地域支援を行っています。

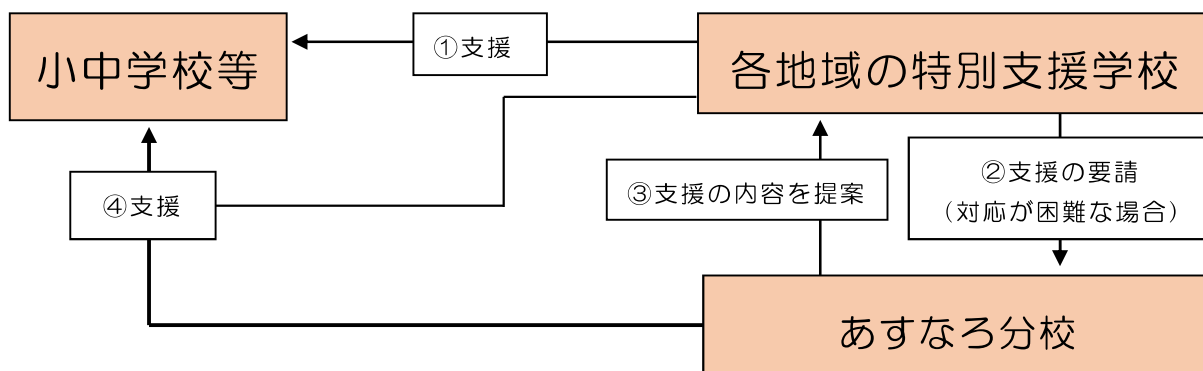
- ①各地域の特別支援学校から要請を受けて行う支援
- ②小中学校等へ直接相談・助言等を行う支援
- ③県立子ども心身発達医療センターの主治医と連携した支援

あすなろ分校が行う発達障がいに関する具体的な支援について紹介します。



①各地域の特別支援学校から要請を受けて行う支援（図3参照）

- ①発達障がいに関しては、まず各地域の特別支援学校が巡回相談等によって支援を行います。
- ②小中学校等が各地域の特別支援学校に要請した支援のニーズに対し、特別支援学校が提案する支援では対応が困難な場合、各地域の特別支援学校は、あすなろ分校に支援の要請を行います。
- ③あすなろ分校は、当校の実践や教材・教具などから支援の在り方を検討し、各地域の特別支援学校に対し支援の内容を提案します。
- ④各地域の特別支援学校の支援にあすなろ分校の地域支援 CO も同行します。支援を依頼する手続きについては、「支援の要請から支援実施までの流れ」(P7(2)参照)の場合と同様です。



【図3 各地域の特別支援学校から要請を受けて行う支援】

②小中学校等への直接相談・助言等を行う支援

次のいずれかに該当するケースについては、あすなろ分校に直接、支援を依頼することができます。

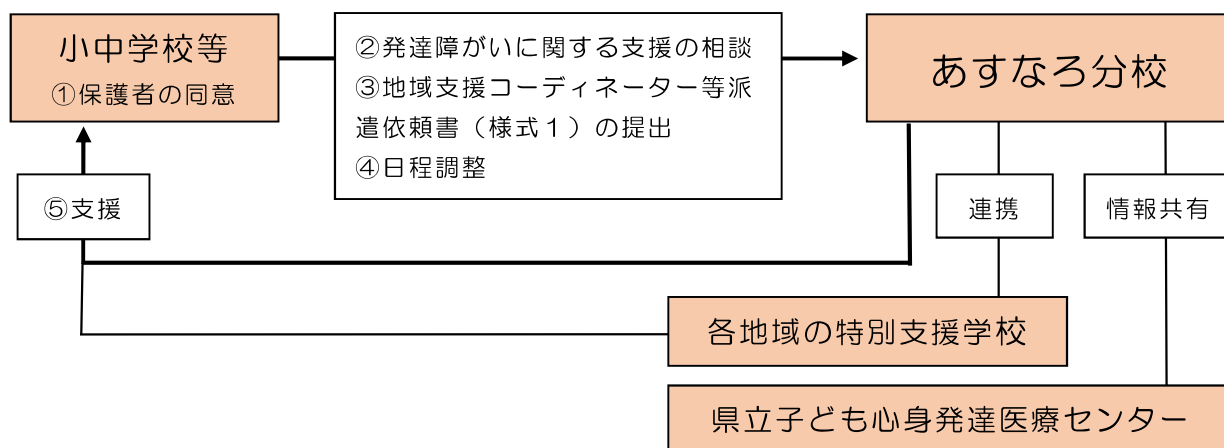
- 県立子ども心身発達医療センターに入院・通院歴があり、学校等での一次支援では対応が極めて困難な場合
- 県立子ども心身発達医療センターに受診予約をしているが、受診までの指導・支援について、早急に相談が必要である場合
- 県立子ども心身発達医療センターとの連携に関する相談が必要な場合

あすなろ分校に直接、支援を依頼する際の手続きについて紹介します。(図4参照)



- ①依頼する前に、次のことについて必ず保護者の同意¹¹を得てください。
(外部機関に相談をすること、子どもの様子を参観すること、必要な情報を外部機関に提供することなど)
- ②あすなろ分校の教育CMに相談の依頼をしてください。
(市町等教育委員会にも、依頼した旨を報告してください。)
- ③地域支援コーディネーター等派遣依頼書(P18・19:様式1)を市町等教育委員会を通じてあすなろ分校の教育CMに提出してください。
- ④あすなろ分校の教育CMと日程調整をしてください。
- ⑤あすなろ分校の特別支援教育COと各地域の特別支援学校の特別支援教育COが支援を行います。(必要に応じて、県立子ども心身発達医療センターと情報を共有する場合があります。)

支援の内容や進み具合によって、支援の中心的役割が、あすなろ分校から各地域の特別支援学校へと移行し、支援を継続していく場合もあります。



【図4 あすなろ分校が小中学校等へ直接相談・助言等を行う支援】

¹¹ 支援において得た情報は、適正に管理し、相談支援以外の目的で使用しないこととします。

③県立子ども心身発達医療センターの主治医と連携した支援

あすなろ分校は、常に県立子ども心身発達医療センターと児童生徒の情報を共有するなどして連携しています。

県立子ども心身発達医療センターの主治医が、診察時に児童生徒と保護者に、あすなろ分校や各地域の特別支援学校の地域支援の取組について必要に応じて紹介しています。

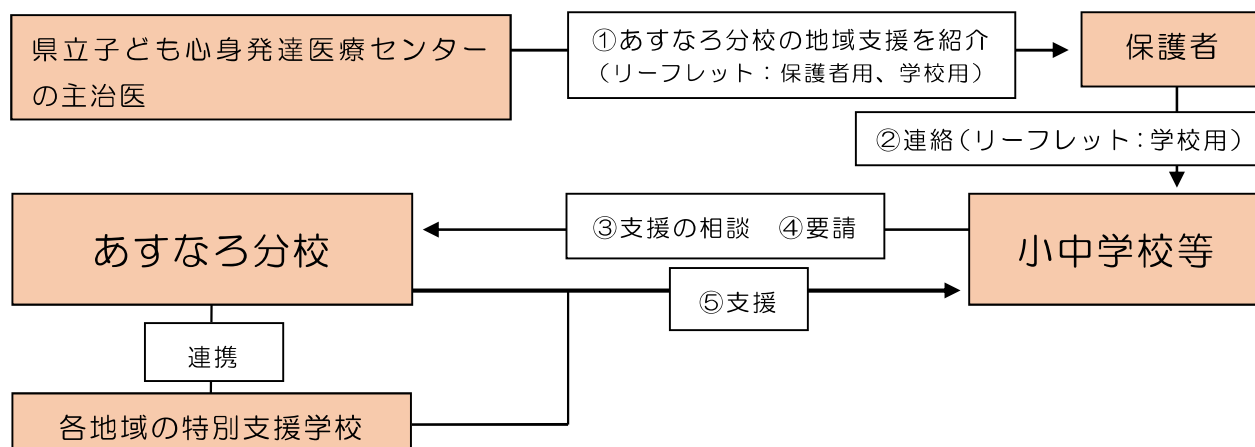
県立子ども心身発達医療センターの主治医からあすなろ分校の地域支援（リーフレット：保護者用と学校用：P21・22）について紹介を受けた児童生徒が在籍している小中学校等は、あすなろ分校に相談することにより、あすなろ分校の支援を受けることができます。



あすなろ分校の県立子ども心身発達医療センターと連携した支援の流れについては次の通りです。（図5参照）

- ①県立子ども心身発達医療センターの主治医が診察時にリーフレット（保護者用と学校用）を保護者に渡します。
- ②保護者が学校にリーフレット（学校用）を渡します。¹²
- ③リーフレットを受け取った小中学校等は、あすなろ分校の教育CMに支援の相談をします。
- ④小中学校等が保護者の同意を得て、あすなろ分校に支援を要請することが決まった場合、「あすなろ分校に支援を直接依頼する際の手続き」（P12参照）と同様に手続きをしてください。
- ⑤あすなろ分校の地域支援COと各地域の特別支援学校の特別支援教育COが支援を行います。

支援を行う前に、教育CMが主治医から治療の方針や児童生徒の特性などを聞き取り、これらの情報を特別支援学校COとも共有したうえで支援を行います。支援の実施後には教育CMが主治医に報告を行います。あすなろ分校では、医療と教育の連携をより明確にした地域支援の取組を進めており、主治医の治療方針の基に教育的な支援を実施できることが最大のメリットです。



【図5 県立子ども心身発達医療センターの主治医と連携した支援】

¹²保護者からリーフレットを受け取ったら

- ・すぐに支援の依頼をする必要はありません。まずは、詳しい内容を教育CMにお問い合わせください。
- ・お問い合わせや支援の相談がない場合についても、主治医の了解を得たうえで、教育CMから学校に連絡をすることがあります。

4 特別支援学校のセンター的機能を活用した高等学校における支援

高等学校に在籍する特別な支援が必要な生徒に対しては、高等学校において支援（一次支援）を実施したうえで、より専門的な支援が必要な場合、発達障がい支援員¹³の活用の他に、特別支援学校のセンター的機能も活用することができます。



こんなことでお困りではありませんか？

- 特別支援教育コーディネーターになって1年目。障がいの特性の理解、校内体制の整備などについて相談したい。
- 障がい者手帳（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）を持っている生徒の就労について教えてほしい。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の役割を知り、ポイントを押さえた記入の仕方を知りたい。
- 中学校から引き継いだ情報をどのように支援につなげたらよいのだろうか。
- 福祉制度の最新の情報が知りたい。
- 校内で発達障がいに関する研修会を開催したいが、誰か相談にのってもらえないだろうか。

発達障がい支援員による支援の他に、以下の内容については、各地域の特別支援学校に支援を要請することができます。

- 校内支援の体制の構築に関する助言
- 障がい者雇用や療育手帳等の取得に関する情報提供・助言
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用・評価の方法等の助言
- 関係機関の紹介・情報提供
- 研修会等への講師派遣 など

¹³ 発達障がい支援員の活用

高等学校に在籍する特別な支援が必要な生徒に対して、専門的な知識や経験を持った発達障がい支援員が、要請に応じて高等学校を巡回し相談等を行っています。発達障がい支援員の派遣の内容や要請する手順等については、各高等学校に配付している「発達障がい支援員の活用」を参照してください。

特別支援学校に支援を依頼する場合は、次のことを確認してください。

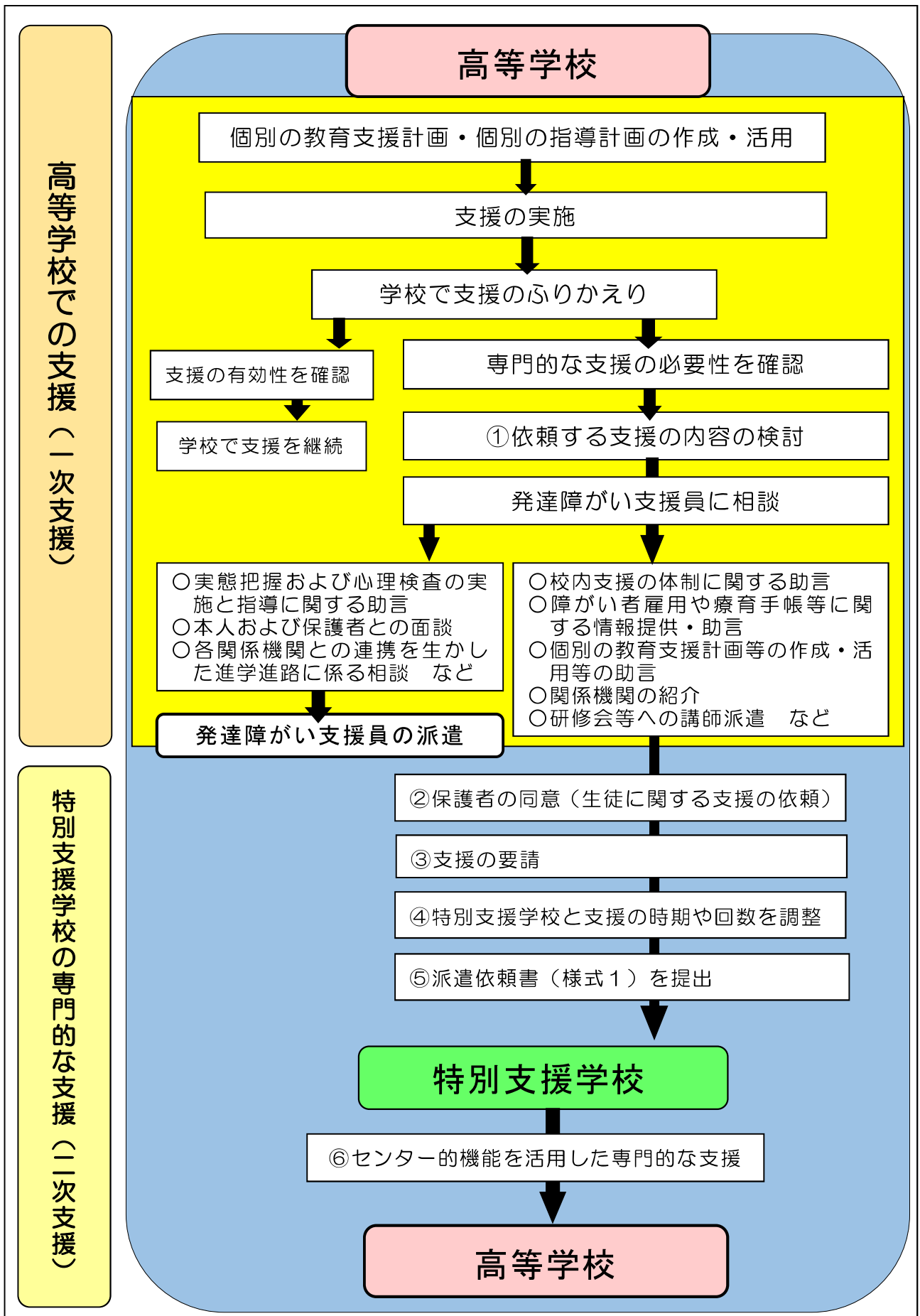


- 発達障がい支援員がすでに支援を実施しており、特別支援学校による対応が可能と判断していること
- 当該生徒の個別の教育支援計画および個別の指導計画が作成されていること
(個別の教育支援計画および個別の指導計画の作成に関する相談については、この限りではありません。)
- 特別支援学校の教員が支援することについて、生徒や保護者の同意が得られていること
(関係機関の紹介、研修会等への講師派遣等、生徒に関する支援以外の依頼については、この限りではありません。)

特別支援学校へ支援を依頼する場合の手続きについては次の通りです。(P16:図6参照)



- ①高等学校において、各地域の特別支援学校に支援を依頼する内容等を検討してください。
- ②生徒に関する依頼については、保護者の同意を得てください。
- ③高等学校は、支援の内容に応じて各地域の特別支援学校(P3:図1、P25参照)に直接依頼してください。
- ④高等学校と特別支援学校との間で支援の時期や回数等を調整し、特別支援学校から高等学校へ連絡します。
- ⑤高等学校は、地域支援コーディネーター等派遣依頼書(P18・19:様式1)を特別支援学校に提出します。
- ⑥特別支援学校COは、発達障がい支援員と連携しながら支援を行います。



【図6 支援の要請から支援実施までの流れ】

5 中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについて(中学校の教職員の皆さんへ)

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎは、生徒の得意なことや不得意なことを生徒が高等学校へ入学する前に、進学先の高等学校が理解し、適切な指導、必要な支援を行うことができるようにするための取組で、生徒にとって新しい環境で、安心して学校生活を送る準備となります。

中学校で行ってきた支援に関する情報を高等学校へ提供する際は、個別の教育支援計画、個別の指導計画、パーソナルファイルを活用することが有効です。

個別の教育支援計画等の引継ぎ資料の作成・活用方法については、各地域の特別支援学校に相談することができます。

「中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについて」(P23・24)を参照

地域支援コーディネーター等派遣依頼書

年 月 日

県立 _____ 特別支援学校長 宛て

学校名 _____ 立 _____ 学校長

本校の特別支援教育に係る相談について、下記のとおり貴校教職員の派遣をお願いします。

記

- 1 派遣日 年 月 日 ()
- 2 時間 時 分 ~ 時 分
- 3 場 所
- 4 相談内容 裏面に記載

※ すでに依頼した相談を継続する場合

派遣希望職員名 _____

【事務担当】

職 名
名 前
電話番号
FAX 番号

依頼内容（該当する項目にチェック）

1 実態把握

- 児童生徒等の行動観察（授業参観）による実態把握

2 相談・助言

（1）児童生徒等に関すること

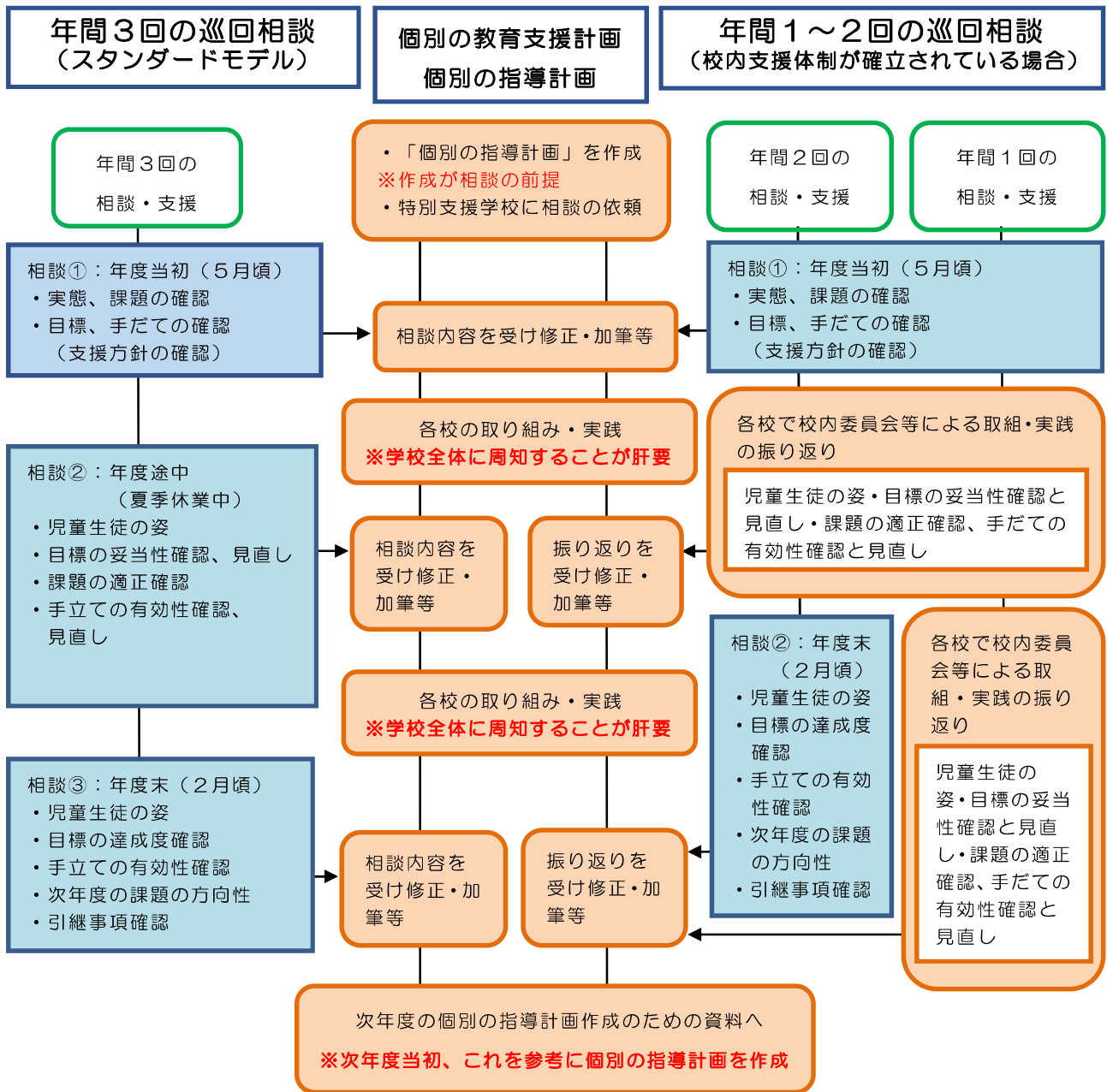
- 指導・支援方法の相談・助言
- 就学や転学等の相談・助言
- 進路や就労の相談・助言

（2）校内体制等に関すること

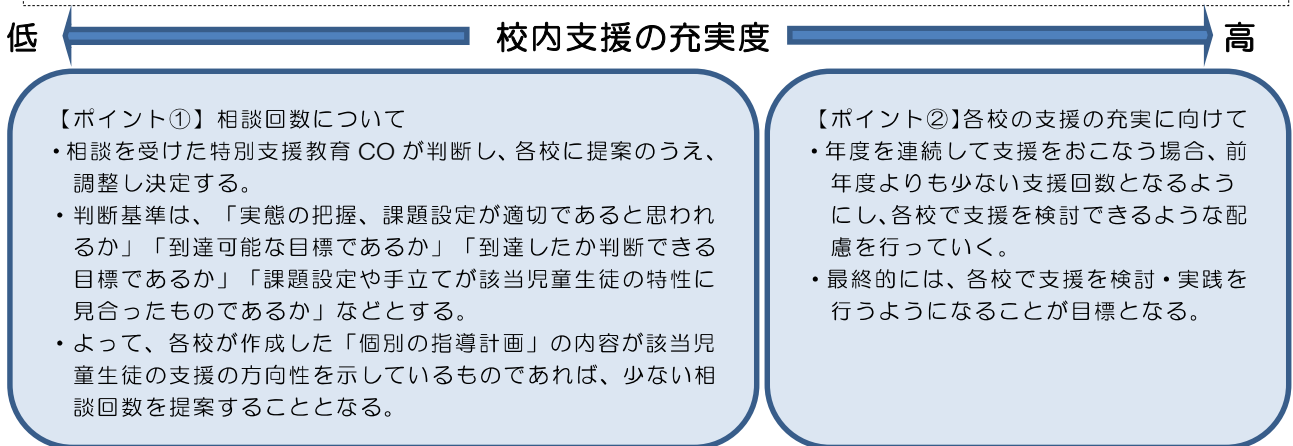
- 事例検討会や校内委員会への参加・助言
- 個別の教育支援計画の作成に関する相談・助言
- 個別の指導計画の作成に関する相談・助言
- 校内支援体制の整備に関する相談・助言
- 他機関への支援の橋渡しに関する相談・助言

3 講師等、その他

- 教職員研修会等の講師派遣
- 障がい理解に関する出前授業
- 資料や教材等の提供
- その他（以下にご記入ください）



※あくまでもスタンダードなモデルとする。「個別の指導計画を支援の基本に据える」「支援が実践されて積み上がっていく形になっている」ことが確認できれば、各市町・各校によるアレンジは可能とする。



【図7 巡回相談におけるスタンダードモデル】

かがやき特別支援学校あすなろ分校が お子さんの発達課題に支援を提案します！

かがやき特別支援学校あすなろ分校は、県立子ども心身発達医療センター（以下：医療センター）併設の学校です。医療センターと連携し、三重県内全域の小中学校等を対象に「子どもの発達課題に関する地域支援」をおこなっています。

〈あすなろ分校の地域支援について〉

主治医からの情報や助言、あすなろ分校の実践をもとに、お子さんの在籍校と情報共有をしながら一緒に支援の方法を検討しています。

【支援のすすめ方（例）】

- **お子さんが在籍する学校**（保育園・幼稚園を含みます）に、本校の教員とお近くの県立特別支援学校の教員がうかがいます。
- お子さんが在籍する学校と一緒に、支援について検討します。
- 適時、医療センターの**主治医**と相談や情報共有するなど、連携しながら地域支援を進めていきます。



学校での学習支援方法や
お子さんが過ごす環境の調整などを、
一緒に考えさせていただきます。

【支援をご希望の場合は…】

○通院時に主治医から受け取った別紙「学校用リーフレット」（封筒に入れてあります）を、保護者の方から在籍している学校の先生にお渡しください。

〈個人情報の取り扱いについて〉

- 支援にあたって得たお子さんの情報については、施錠可能な場所で保管し、支援以外の目的として一切使用いたしません。
- 不要となった情報は、シュレッダーによる処理をおこない破棄いたします。

お問い合わせは…

TEL 059-253-2057

三重県立かがやき特別支援学校
あすなろ分校・教育ケースマネージャー
までお願いします



かがやき特別支援学校

あすなる分校との連携のご案内

かがやき特別支援学校あすなる分校は、県立子ども心身発達医療センター（以下：医療センター）併設の学校です。医療センターと連携し、三重県内全域において「子どもの発達課題に関する地域支援」をおこなっています。

このたび、医療センターに通院する貴校のお子さんについて、主治医から保護者への提案がありましたので、あすなる分校との連携のご案内をさせていただきます。内容をご確認のうえ、下記までご連絡ください。



貴校との連携をさせていただくにあたっては、以下の例をご参考にしてください。

【連携について（例）】

主治医からの情報や助言、あすなる分校の取り組みをもとに、一緒に支援方法を検討します。

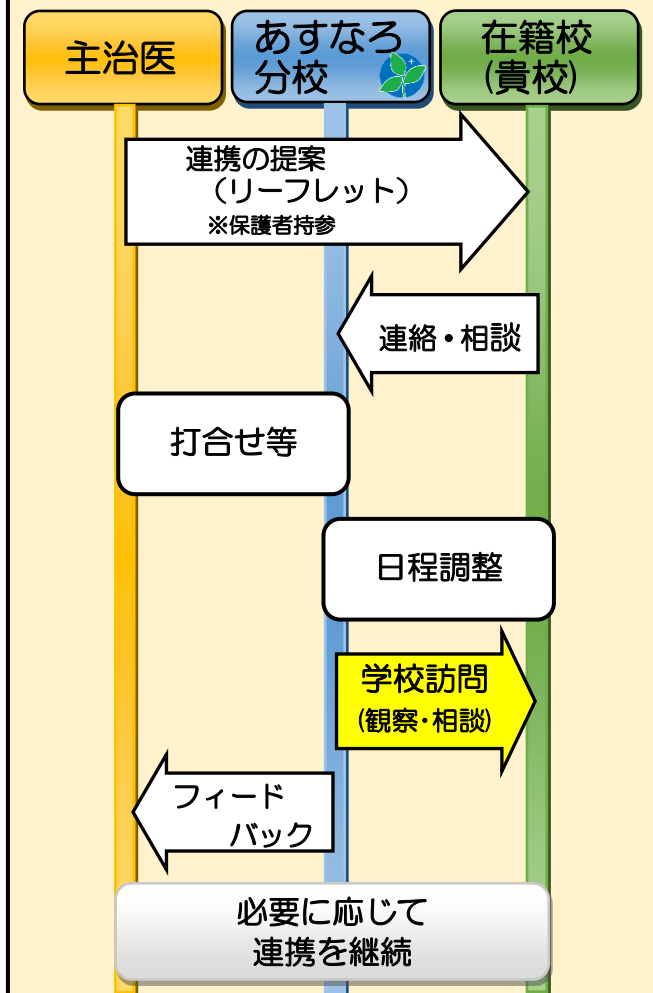
医療と教育で情報共有をしながら、一緒に子どものことを見守っていきます。

【学校訪問について】

学校訪問の際は、あすなる分校とお近くの県立特別支援学校の両校の特別支援教育コーディネーターが訪問し、一緒に連携にあたります。

訪問前には、両校で情報共有をおこない、訪問後の連携の仕方についても相談して対応させていただきます。必要に応じて関係機関とも連絡を取り、連携を図ります。

【連携の流れ（例）】



三重県立かがやき特別支援学校

あすなる分校

〒514-0125 三重県津市大里窪田町 340-5

ご相談・お問い合わせは…

TEL 059-253-2057

あすなる分校・教育ケースマネージャー
までお願いします

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについて

支援情報の引継ぎは、入学前に生徒の得意、不得意を進学先の高等学校の教員が理解し、高等学校においても適切な指導、必要な支援を受けることができるようにするための取組です。入学前に支援情報を引き継ぐことは、新しい環境で、安心して学校生活を送る準備となります。

Q1 支援情報の引継ぎを行うとどのような効果がありますか。

A1 本人の得意なことを伸ばし、不得意なこと（困りごと）に対する適切な指導、必要な支援を受けることで、入学当初から新しい環境で安心して生活することができます。

【指導・支援、効果の例】

①話を聞いて記憶することが苦手な生徒の場合

教員が黒板等に概要を書く

話を聞いていないと思われて注意されることがなくなり、自信が出てきた。



②宿題や書類の提出締切期日を忘れがちな生徒の場合

本人が手帳等にメモすることを促す
教員が締切日前日に本人に確認する

忘れ物が少なくなってきた。そのことで注意されることがなくなり、自信が出てきた。



③友だちや教員とのコミュニケーションが苦手な生徒の場合

人とのコミュニケーションが苦手なことや
教員の対応方法を教員間で情報共有する

周りの人の理解があつてよかった。

人と関わることに自信が出てきた。



④夜、ゲーム等を止められず、生活リズムが崩れ欠席が多い生徒の場合

教員が基本的な生活習慣を整える方法を
アドバイスする

登校する日が増え、単位取得につながり、進級することができた。



Q2 引継ぎ資料にはどのようなものがありますか。

A2 引継ぎ資料とは、主に本人・保護者、中学校の教員、関係機関等と連携して作成した支援情報が記載された以下の3つのことです。

①「個別的教育支援計画」

②「個別の指導計画」

③「パーソナルファイル」※市町独自の支援ファイルを使っているところもあります。

★引継ぎ資料の作成について相談したい時は、地域の県立特別支援学校にお問い合わせください。

【中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについてリーフレット（表面）】

Q3 支援情報が引き継がれた生徒はどのくらいいますか。

A3 令和元年度末では179名の生徒について支援情報が引き継がれています。
平成26年度末から支援情報の引継ぎの取組を開始し、引継ぎの件数は増加傾向にあります。



令和2年3月現在

| 課程 | H26末(試行) | H27末 | H28末 | H29末 | H30末 | R1末 |
|---------|----------|------|------|------|------|-----|
| 全日制 | 40 | 50 | 96 | 100 | 126 | 132 |
| 定時制・通信制 | 16 | 36 | 32 | 34 | 44 | 47 |
| 合計 | 56 | 86 | 128 | 134 | 170 | 179 |

保護者の方へ

- ・ 支援情報の引継ぎは、本人の得意、不得意を進学先の高等学校の教員に事前に知ってもらい、理解や協力を得るものです。高等学校へどのような情報を伝えるのか中学校の担任と相談してください。
- ・ 支援情報の引継ぎによって、高等学校でも本人の特性を理解し適切な指導、必要な支援を受けることができます。支援情報の引継ぎは、入学当初から新しい環境で、安心して学校生活を送る準備となります。

中学校の先生へ

- ・ 支援情報の引継ぎは、進学先の高等学校の教員に生徒の特性を伝え、切れ目ない支援を行うための取組であることを、進学先が決定するまでに本人・保護者へ丁寧に説明してください。
- ・ 進学先決定後から3月末までの短期間ですが、進学先の高等学校の担当者と面談を行い、支援情報の引継ぎを行っていただきますようお願いいたします。



三重県教育委員会 特別支援教育課

連絡先 TEL 059-224-2961 FAX 059-224-3023

E-mail shienkyo@pref.mie.lg.jp

【中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについてリーフレット（裏面）】

県立特別支援学校一覧

(令和3年3月現在)

| 部門 | 学校名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------|------------------------------|-------------------------------|--------------|
| 視覚障がい | 盲学校 | 〒514-0819 津市高茶屋四丁目 39-1 | 059-234-2188 |
| 聴覚障がい | 聾学校 | 〒514-0815 津市大字藤方 2304-2 | 059-226-4774 |
| 知的障がい | くわな特別支援学校 | 〒511-0811 桑名市大字東方字尾弓田 1073 | 0594-87-6061 |
| | 特別支援学校 西日野にし学園 | 〒510-0943 四日市市西日野町 4070-35 | 059-322-2558 |
| | 杉の子特別支援学校 石薬師分校 | 〒513-0012 鈴鹿市石薬師町字寺東 452 | 059-373-2727 |
| | 稲葉特別支援学校 | 〒514-1252 津市稲葉町字上野 4101 | 059-252-1221 |
| | 松阪あゆみ特別支援学校 | 〒515-0044 松阪市久保町 1846-195 | 0598-30-8170 |
| | 特別支援学校 玉城わかば学園 | 〒519-0427 度会郡玉城町宮古 726-17 | 0596-58-2716 |
| 知的障がい 肢体不自由 | 杉の子特別支援学校 | 〒513-0004 鈴鹿市加佐登三丁目 2-2 | 059-379-1611 |
| | 特別支援学校 伊賀つばさ学園 | 〒518-0616 名張市美旗町南西原 229-2 | 0595-67-1050 |
| | 特別支援学校 東紀州くろしお学園 | 〒519-4327 熊野市金山町 2496 | 0597-89-2623 |
| | 特別支援学校 東紀州くろしお学園 おわせ分校 | 〒519-3637 尾鷲市光ヶ丘 28-61 | 0597-23-1531 |
| 肢体不自由 | 特別支援学校 北勢さらら学園 | 〒512-1203 四日市市下海老町字高松 161 | 059-327-0541 |
| | 城山特別支援学校 | 〒514-0818 津市城山一丁目 5-29 | 059-234-3431 |
| | 度会特別支援学校 | 〒516-2102 度会郡度会町大野木 1825 | 0596-62-0001 |
| | かがやき特別支援学校 草の実分校 | 〒514-0125 津市大里窪田町 340-5 | 059-253-2036 |
| 病弱 | かがやき特別支援学校 緑ヶ丘校 | 〒514-0125 津市大里窪田町 357 | 059-232-1139 |
| | かがやき特別支援学校 あすなる分校 | 〒514-0125 津市大里窪田町 340-5 | 059-253-2056 |

【資料】

1 特別支援学校センター的機能の位置づけに関するこれまでの様々な動向

(1) 学習指導要領における位置づけ

① 平成29年4月告示「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」

小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童、生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすように努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校との連携を図ること。

② 平成31年2月告示「特別支援学校高等部学習指導要領」

高等学校等の要請により、障害のある生徒又は当該生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすように努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の高等学校等との連携を図ること。

③ 平成29年3月告示「小学校学習指導要領」

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

④ 平成29年3月告示「中学校学習指導要領」

障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

⑤ 平成30年告示「高等学校学習指導要領」

障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

(2) 三重県における諸計画による位置づけ

令和2年3月「三重県特別支援教育推進基本計画」

特別支援学校のセンター的機能をより有効に活用できるよう、「三重県立特別支援学校センター的機能ガイドブック」を小中学校および高等学校に周知します。特別支援学校では設置する教育部門に応じた障がいに関する支援に加えて、発達障がいに関する支援に取り組みます。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの発達障がいに係る専門性の向上を図るため、引き続き、かがやき特別支援学校あすなろ校における実地研修を実施します。

特別支援学校のセンター的機能を遺憾なく発揮するため、県立子ども心身発達医療センターや大学と連携して、指導的立場の特別支援教育コーディネーターの養成に取り組みます。

【引用文献・参考資料等一覧】

- ・特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領 平成29年4月告示 文部科学省
- ・平成29年度版学習指導要領改訂のポイント 特別支援学校(2017) 宮崎英憲監修 明治図書
- ・平成29年度版学習指導要領改訂のポイント 通常学級の特別支援教育(2017) 上野一彦監修 明治図書
- ・県立特別支援学校のセンター的機能ガイドライン(平成21年) 埼玉県教育委員会
- ・実践障害児教育 2017年8月号(2017) 学研
- ・特別支援教育研究 No.725(2018) 東洋館出版社
- ・DVD 気になる子の早期発見・支援のための「保育・教育に求められる目利き・腕利き」「CLMと個別の指導計画」(平成27年) 三重県
- ・平成29年度かがやき特別支援学校学校要覧(平成29年)
- ・「障害を理由とする差別の解消に関する法律 障害者差別解消法が制定されました」リーフレット 内閣府
- ・デキる「特別支援教育コーディネーター」になるための30レッスン&ワークショップ事例集(2014) 小野寺基文 他編著 明治図書
- ・決定版! 授業のユニバーサルデザインと合理的配慮 子どもたちが安心して学べる授業づくり
- ・学級支援のワザ(2017) 阿部利彦編著 金子書房